

岩手県財産評価審議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第9号

岩手県財産評価審議会条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県財産評価審議会条例施行規則（昭和39年岩手県規則第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(付議事項)</p> <p>第2条 審議会の付議事項は、おおむね次のとおりである。</p> <p>(1) 公有財産として買入れ又は交換により取得しようとする予定価額が7,000万円以上の財産(<u>独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号。以下「法」という。）附則第8条第1項の規定による譲渡を受けようとするものを除く。</u>)の評価に関する事</p> <p>(2) 売払い又は交換により処分しようとする予定価額が7,000万円以上の公有財産(<u>法附則第13条第1項の規定による譲渡を受けたものを除く。</u>)の評価に関する事</p> <p>(3)・(4) [略]</p>	<p>(付議事項)</p> <p>第2条 審議会の付議事項は、おおむね次のとおりである。</p> <p>(1) 公有財産として買入れ又は交換により取得しようとする予定価額が7,000万円以上の財産の評価に関する事</p> <p>(2) 売払い又は交換により処分しようとする予定価額が7,000万円以上の公有財産の評価に関する事</p> <p>(3)・(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。